

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No. 120

〔共通〕問1 次の事項のうち、消防法令上、自衛消防業務新規講習によって習得することを目的とする事項に該当しないものを1つ選べ。

- (1) 防火管理及び防災管理に関する一般知識に関すること。
- (2) 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。
- (3) 防災設備等に関する知識とその取扱い訓練に関すること。
- (4) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

〔消防用設備等〕問1 消防法施行令第9条は、消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分である同表(1)項～(15)項の用途に供されるものに対する「設置及び維持の技術上の基準」の適用については、各用途部分を当該用途に供される1の防火対象物とみなして「設置及び維持の技術上の基準」を適用する、という原則を定めており、その例外を括弧書きで列記している。消防法施行令第12条（スプリンクラー設備に関する基準）の規定のうち、この括弧書きに列記されていないものを1つ選べ。

- (1) 第1項第3号（別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの（総務省令で定める部分を除く。））
- (2) 第1項第4号（別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が同表(4)項及び(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物にあっては3,000m²以上、他の防火対象物にあっては6,000m²以上のもの）
- (3) 第1項第10号（別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（第3号に掲げるものを除く。）で、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（総務省令で定める部分を除く。）の床面積の合計が3,000m²以上のものの階のうち、当該部分が存する階）
- (4) 第1項第12号（前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第1に掲げる防火対象物の11階以上の階（総務省令で定める部分を除く。））

〔消防用設備等〕問2 次の防火対象物のうち、連結送水管の設置義務があるものとして、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1に掲げる建築物で、地階を除く階数が7以上のもの
- (2) 消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
- (3) 消防法施行令別表第1(18)項に掲げる防火対象物
- (4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、道路の用に供される部分を有するもの

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令を発動する際は、命令書等で不服申立てできる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てできる期間を教示しなければならない。法に基づく命令に関する不服申立てをすべき行政庁等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防吏員名で発動した法第5条の3第1項に規定する命令の審査請求先は市町村長である。
- (2) 消防署長名で発動した法第8条第4項に規定する命令の審査請求できる期間は当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月である。
- (3) 消防署長名で発動した法第5条第1項に規定する命令の審査請求できる期間は当該命令を受けた日の翌日から起算して30日である。
- (4) 消防署長名で発動した法第17条の4第1項に規定する命令の審査請求先は消防長である。

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び時期の判断を示したものであり、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。なお、違反処理基準に該当しない違反に対しても、警告等の違反処理を行うことはできる。
- (2) 建築基準法違反のみが要件となる防火対象物に対しては、法第5条第1項に基づく改修命令や法第5条の2第1項に基づく使用停止命令は発することはできない。
- (3) 法第17条第2項により委任されている条例基準違反に対しても、法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置維持命令を発することはできる。
- (4) 法第5条の3第5項に基づく行政代執行の要件は、①その措置を履行しないとき、②履行しても十分でないとき、③その措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行してもその期限までに完了する見込みがないときである。

〔危険物〕問1 危険物取扱者等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 危険物施設保安員には、選任のための資格要件は定められていない。
- (2) 危険物保安統括管理者は、大規模な事業所において事業を統括管理する者をもって充てられる。
- (3) 甲種危険物取扱者試験は、2年以上危険物取扱いの実務経験を有する者でなければ受けることができない。
- (4) 危険物保安監督者は、甲種又は乙種危険物取扱者で、6か

問2 答 (1)

解説 フラッシュオーバーの記述である。

問3 答 (1)

解説 必ず測定機により酸欠空気、毒性ガス、可燃性ガス等の確認を実施する。

[救急]

問1 答 (2)

解説 「救急救命士標準テキスト第9版上巻」P.50参照。

問2 答 (1)

解説 (1)は、正しくは「疫学的根拠があること」である。「救急救命士標準テキスト第9版上巻」P.371参照。

問3 答 (1)

解説 事故発生年月日は必要ない。「7訂版救急・救助六法」P.340参照。

予防技術検定模擬テスト

[共通]

問1 答 (2)

- (1) 正しい。消防法施行規則第4条の2の14第2項第1号参照。
- (2) 誤り。この事項は、甲種防火管理新規講習の必要事項としては列記されているが（消防法施行規則第2条の3第2項2号）、自衛消防業務新規講習（消防法施行規則第4条の2の14第2項）の必要事項としては列記されていない。
- (3) 正しい。消防法施行規則第4条の2の14第2項第3号参照。
- (4) 正しい。消防法施行規則第4条の2の14第2項第4号参照。

[消防用設備等]

問1 答 (2)

解説 消防法施行令第9条の括弧書きには、複合用途防火対象物に設置される消防用設備等のうち、全館を一体的に捉えてその火災危険性を評価して設置されるべきもの（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具）について、その設置の必要性の有無を判断する規定が列記されている。従って、(1)項から(15)項の単独用途にかかる設置基準は、括弧書きに列記されていない。選択肢(2)はそれにあたる。

なお、誘導灯及び誘導標識については、設置の必要性の有無を判断する規定だけでなく、消防法施行令第26条全体が括弧書きに掲げられている。

問2 答 (2)

解説 (1) 正しい。消防法施行令第29条第1項第1号参照。

- (2) 誤り。消防法施行令第29条第1項第3号参照。消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（地下街）で、延べ面積が1,000m²以上のもの。延べ面積の要件がある。
- (3) 正しい。消防法施行令第29条第1項第4号参照。消防法施行令別表第1(18)項は、全長50m以上のアーケードである。
- (4) 正しい。消防法施行令第29条第1項第5号参照。

[防火査察]

問1 答 (4)

- (1) 行政不服審査法第4条により適当。
- (2) 行政不服審査法第18条により適當。
- (3) 消防法第5条の4により適當。
- (4) 上級行政庁がある場合の審査請求先は最上級行政庁である市町村長となるので、不適当。

問2 答 (2)

- (1) 違反処理マニュアル及び消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料（平成14年10月24日付 消防安第107号消防庁防火安全室長）の間26により適當。
- (2) 消防法第5条第1項及び同法第5条の2第1項の要件に該当するならば命令は可能であるので、不適當。
- (3) 消防法第17条の4第1項、上記執務資料の間30及び違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 消防法第5条の3第5項で準用する同法第3条第4項及び違反処理マニュアルにより適當。

[危険物]

問1 答 (3)

- (1) 正しい。消防法第14条参照。
- (2) 正しい。消防法第12条の7参照。
- (3) 誤り。甲種危険物取扱者試験は、大学等で化学に関する学科等を修めて卒業した者又は乙種危険物取扱者で2年以上危険物取扱いの実務経験を有する者が受けることができる。消防法第13条の3第4項参照。
- (4) 正しい。消防法第13条第1項参照。

問2 答 (4)

- 解説 移送取扱所は、指定数量の倍数等によらず、全て予防規程を定めなければならないものとされている。消防法第14条の2第1項、危険物の規制に関する政令第37条、同令第7条の3参照。